

## 嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会設置条例

### (趣旨)

第1条 嬉野市立学校におけるいじめ及び暴力等の問題行動(以下「いじめ問題等」という。)に関し、専門的な見地から検討を行い、改善を図るため、嬉野市いじめ問題等発生防止支援委員会(以下「支援委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 支援委員会は、嬉野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の要請に応じ、次の各号に掲げる事項について調査、審議し、適切な指導及び助言を行うものとする。

- (1) いじめ問題等の実態把握及び改善策に関すること。
- (2) いじめ問題等の対策に関すること。

### (組織)

第3条 支援委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士
- (4) 警察関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 支援委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、支援委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 支援委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、支援委員会の会議の議長となる。

3 支援委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 支援委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。